

つくばみらい市選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法第37条第4項及び第61条第4項並びに同法施行令第24条第4項及び第67条第8項の規定によって、令和7年7月20日に行われる参議院議員通常選挙について選任する茨城県選挙区選出議員の選挙の投票管理者及び開票管理者並びにこれらの職務代理者及び職務管掌者を、同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者及び開票管理者並びにこれらの職務代理者及び職務管掌者に定める。

令和7年7月3日

つくばみらい市選挙管理委員会
委員長 遠藤 一 美